

共創促進プログラム企画運営業務
企画提案仕様書（案）

1 委託業務の名称

共創促進プログラム企画運営業務

2 本業務の趣旨・目的

本業務は、県内ものづくり企業とスタートアップの共創事例創出を支援することにより、県内ものづくり企業の成長および新たな価値の創出を図るとともに、革新的な技術を有するスタートアップの成長と地域での事業定着を目指すものである。

近年、技術革新の加速と顧客ニーズの多様化は従来の産業構造を根本から変えつつあり、さらに深刻な人手不足が事業継続の脅威となっている。こうした中、企業には自社技術の抜本的な改善・高度化に加え、市場を切り拓く新たな価値の創出が強く求められている。

このような状況において、外部の知見や技術を柔軟に取り入れるオープンイノベーションの重要性が高まっており、スタートアップとの連携は自社の価値創造を加速させる有効な手段となる。また、スタートアップにとっても、豊富なアセットとネットワークを持つ県内ものづくり企業との連携は、事業をスケールアップさせる上で極めて有益である。

以上の背景から本プログラムを実施するもの。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 履行場所

宮城県内

（業務遂行の過程で上記以外での履行が必要となる場合は、発注者と協議を行うこと。）

5 用語の定義

- (1) 本業務における「県内ものづくり企業」とは、宮城県内に本店、支店または事業拠点を置く企業で、主として日本標準産業分類の「製造業」に分類される業務を行う企業のことをいう。
- (2) 本業務における「スタートアップ」とは、革新的な技術、サービスまたはアイデアを持ち、短期間で急成長を目指す企業のことをいう。
- (3) 本業務における「共創事例」とは、NDA（秘密保持契約）や技術コンセプトの確認（PoC）など、新たな価値創出に向けた具体的な取組のことをいう。

6 業務内容

- (1) プログラム説明会およびオープンイノベーションセミナーの実施

本プログラムの説明会およびオープンイノベーションに関するセミナーを各1回以上開催すること。事業説明会においても、単なるプログラムの紹介のみに留まらず、県内ものづくり企業の応募意

欲が高まるよう、基礎的な知識を定着させるとともに、オープンイノベーションの必要性や重要性を啓発し行動変容を促す内容を含む構成とすること。開催イメージは以下のとおりとする。なお6(5)に後述する成果発表会は、本項で示す説明会・セミナーとは別に開催すること。

イ プログラム説明会

(イ) 開催時期 契約期間内で、発注者と協議の上決定

(ロ) 開催場所 宮城県内

(ハ) 参加者範囲 県内ものづくり企業、テクスタ宮城（支援対象スタートアップ・構成員）、ものづくり企業の課題解決が可能なスタートアップ企業、企業間連携や新規事業開発に関心のある企業・研究機関・団体等

(ニ) 目標参集人数 50名程度（複数回開催の場合は、全体での合計人数とする）

(ホ) 参加費 無料

(ヘ) 留意事項

I 本プログラムは県内ものづくり企業を主要なターゲットと考えているため、それを踏まえた提案内容とすること。

II 参加者のオープンイノベーションへの意欲を喚起し、プログラムへの参加意欲を駆り立てる内容とすること。

III 本プログラムへの参加意欲やオープンイノベーション、スタートアップとの共創に対する認識を把握するため、参加者に対するアンケートを実施すること。

ロ オープンイノベーションセミナー

(イ) 開催時期 契約期間内で、発注者と協議の上決定

(ロ) 開催場所 宮城県内

(ハ) 参加者範囲 県内ものづくり企業、テクスタ宮城（支援対象スタートアップ・構成員）、ものづくり企業の課題解決が可能なスタートアップ企業、企業間連携や新規事業開発に関心のある企業・研究機関・団体等

(ニ) 目標参集人数 50名程度（複数回開催の場合は、全体での合計人数とする）

(ホ) 参加費 無料

(ヘ) 留意事項

I 本プログラムは県内ものづくり企業を主要なターゲットと考えているため、それを踏まえた提案内容とすること。

II 宮城県内でオープンイノベーションを進める上で想定される課題や県内ものづくり企業の現状を他地域の事例も踏まえたうえで十分に検討、把握し、県内ものづくり企業とスタートアップの共創事例が創出される環境を整えるため必要となるセミナーを開催すること。

III オープンイノベーションやスタートアップとの共創に対する認識を把握するため、参加者に対するアンケートを実施すること。

(2) 県内ものづくり企業の募集・選定

イ 訪問やヒアリングを行いながら、スタートアップとのオープンイノベーションに積極的な企業を開拓し、選定すること。選定は発注者と協議の上行い、本プログラム終了時に共創事例が4つ以上創出される方法をとること。企業の募集には、訪問やヒアリングに加えて様々なメディアを活用

するなど、本プログラムに効果的な周知を行うこと。

- ロ 企業の選定は、県内ものづくり企業を中心に行うが、5（1）で示す以外の業務を主とする企業であっても、当該企業の参加が県内におけるオープンイノベーションの基盤構築に資すると考えられる際は、発注者と協議の上、選定を可能とする。この場合においても、宮城県内に本店、支店または事業拠点を置く企業であることを必須の要件とする。
- ハ オープンイノベーションは企業内での意思統一が図られ意欲を持って実施する必要があることから、企業の意思決定者（経営者等）の同意を得た上での応募であることを十分に確認すること。
- ニ 選定された企業に対しては、スタートアップとのオープンイノベーションが円滑に進むよう、本プログラムの参加目的を明確にするためヒアリングやコンサルティングを実施し、企業が抱える課題やニーズを丁寧に引き出しスタートアップとの共創により解決可能な技術課題へと落とし込むとともに、それらを対外的に公表しスタートアップを募集すること。対外的な公表に関しては予め企業の了解を得ること。
- ホ 選定された企業に対しては、本事業終了後も、県からの進捗確認などに協力するよう予め同意を得ること。

(3) 共創を行うスタートアップの募集・選定

- イ 様々なメディアなどを活用し本プログラムに効果的な周知を行い、6（2）で選定された企業（以下、「県内企業」とする。）の共創パートナーとなるスタートアップを全国から募集すること。
- ロ 募集に当たっては、県内企業が抱える課題やニーズを十分に理解し、それらに適した技術を提供可能なスタートアップの応募につながるよう、掘り起こしに努めること。
- ハ 応募するスタートアップは、本プログラムでの共創に活用する革新的な技術、サービスまたはアイデアについて、特許権等の知的財産権を保有しているか、あるいは独自のノウハウ等として適切に管理・保護されていることを条件とする。当該知的財産の活用においては、第三者の権利を侵害する恐れがないことを十分に確認すること。
- ニ スタートアップに対しては、営業活動や単純な受発注ではなく、オープンイノベーションを通じた共創である旨を周知し、それらを理解したうえでの応募となるように努めること。
- ホ 選定に当たっては、スタートアップの県内における事業定着の可能性も念頭に置いたうえで、県内企業1社につきスタートアップ1社を共創パートナーとして選定すること。選定は、発注者・県内企業と協議の上行うこと。

(4) 県内企業とスタートアップの共創事例創出に向けた伴走支援

- イ 県内企業と6（3）で選定されたスタートアップ（以下、「パートナー」とする。）間のコミュニケーションが円滑に進むよう調整し、共創事例創出に向けた具体的な取組を推進すること。1プロジェクト（県内企業1社とパートナー1社の組合せ）につき1名以上の専門家を担当者として配置し、伴走支援を行うこと。伴走支援は共創事例創出に十分な期間を任意に設定し、提示すること。
- ロ 各プロジェクトにおいて、専門家による共創事例創出に向けたビジネスモデルのブラッシュアップや定期的なミーティング（2週間に1回以上の頻度での実施を想定）を行い、進捗管理を確実に実施すること。伴走支援の過程において、発注者がミーティング等に同席する場合があることをプロジェクト関係者に予め周知し、同意を得ること。
- ハ 必要がある場合は、オープンイノベーションの取組に必要となる知識や情報を適切に指導助言

すること。内容によっては、それに対応し得る外部有識者も支援に参加すること。

ニ 知的財産の取扱いに対しても十分な支援を実施すること。

ホ 交通費および宿泊費、試作品製作費、実証実験経費などへの金銭的支援を、1プロジェクトあたり50万円(税込)を上限に行うこととし、当該支援に要する経費は、受注者が契約金額の中から負担するものとする。なお、支援対象経費に該当するかの判断は、県と協議の上決定すること。

(5) 成果発表会の開催

イ 伴走支援の結果および共創事例発表の場として、各プロジェクト関係者が一同に会する成果発表会を開催し、関係者以外も観覧できるものとする。

ロ 開催場所は宮城県内とし、集客が多く見込める場所を選定すること。

ハ 様々なメディアなどを活用し県内外に本プログラムの取組を広く周知し、参加者の募集に努めること。

ニ 次年度以降も本プログラムが実施された際の参加意欲やオープンイノベーション、スタートアップとの共創に対する認識を把握するため、参加者に対するアンケートを実施すること。

(6) 業務全体の適切な管理運営

イ 本業務を確実かつ効果的に実施する体制を整えるとともに、各プロジェクトに適切な進捗管理を行うこと。

ロ 受注者は発注者に対し、各プロジェクトおよび業務全体の進捗状況について、月1回以上の頻度で資料を用いて報告を行うものとする。

ハ 本業務の委託契約締結後、速やかに次の項目を確認し得る書類を提出し、発注者と協議の上、業務を実施するものとする。

(イ) 業務の実施方法、業務目標

(ロ) 実施責任者、各業務担当者

(ハ) 業務スケジュール

(ニ) 情報管理体制、緊急事態が生じた際の連絡体制

(7) 成果報告書の作成・納品

プログラム終了後、速やかに本業務の成果品である実施報告書を作成し、県が指定する様式とともに提出すること。

イ 作成物

(イ) 業務実施報告書 1部

(ロ) 業務実施報告書(概要版) 1部

※概要版は公表を前提とした内容で作成し、発注者への提出前に予め関係者に対し掲載・公表の承諾を得ること。

(ハ) 上記(イ)・(ロ)を格納した電子媒体(CD-R) 1枚

ロ 作成に係る留意事項

(イ) 報告書には、以下の内容を含むこと。

I プログラム参加者の募集、選定の過程および結果

II 伴走支援の実施結果(プロセスや具体的な連携事例、今後に向けた取組方針等)

III 各イベントの開催レポート(各イベントの概要、参加者情報、写真等)

- IV 参加者アンケートの取りまとめ（プログラム参加者、イベント参加者）
 - V 業務によって得られた知見や連携先の取りまとめ（ヒアリング内容、連携内容等）
 - VI プログラム参加後の各社の状況
 - VII 各プロジェクトに対する今後の展望（課題や対応策の提言）
- (ロ) 成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- (ハ) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受注者において必要な手続きを行うものとする。

7 その他留意事項

(1) 実施体制

- イ 受注者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ロ 実施責任者は、発注者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、発注者と緊密な連携、調整を図ること。
- ハ 受注者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

- イ 受注者は本業務または付随する業務における個人情報の取扱について、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- ロ 万が一、個人情報の漏洩に伴い発注者に損害が発生した場合は、受注者はその一切の責任を負うものとする。

(4) 著作権等

- イ 受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者が、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- ロ 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(5) その他

- イ 本業務に要する経費は委託金額に全て含むものとする。
- ロ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、発注者及び受注者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。
- ハ 不可抗力によりイベント等を中止した場合は、企画の進捗状況に応じて既に発生した経費のみ

発注者の負担とする。なお、委託金額の範囲内で再度イベント等を企画し実施した場合はこの限りではない。

ニ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。